

【令和8年7月3日版】

令和8年度大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金 事前エントリーの手引

目次

1. はじめに	P2
2. 対象事業所	P2
3. エントリーについて	P2
【1】 エントリー期間	P2
【2】 エントリーの準備	P2
【3】 補助対象経費	P3
【4】 補助額	P5
【5】 補助対象となる期間	P6
【6】 留意事項	P7
【7】 主な補助要件	P8
4. 交付申請対象の介護事業所等の選定方法について	P9
(1) 選定について	P9
(2) 選定方法	P9
5. 抽選結果の公表等	P10
6. 事前エントリーの入力方法について	P11

1. はじめに

令和8年度介護テクノロジー導入支援事業補助金については、令和7年度に引き続き申請のニーズが多いことが予想され、本申請による各介護事業者の事務負担の軽減と、迅速な交付決定を行うことを目的とし、Webによる「事前エントリー制」（以下「エントリー」という。）を採用します。

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において、別に定める選定方法に基づき、事業所の選定を行います。なお、エントリーは交付申請時の上限額を確定させるものであり、補助額を確定するものではありません。

交付申請後、府による審査を経て補助額を確定しますが、補助要件や補助対象経費等に合致しない場合には、補助の対象とならないことがありますので、本手引を十分にご確認の上、ご活用ください。

2. 対象事業所

・大阪府内で介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所等

※ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。

・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

3. エントリーについて

【1】 エントリー期間

令和8年5月25日（月）17:00 ～ 7月13日（月）17:00 まで

【2】 エントリーの準備

①介護テクノロジー活用支援セミナーの受講

大阪府介護生産性向上支援センターが令和8年5月21日に実施する「令和8年度介護テクノロジー活用支援セミナー」を受講していることをエントリーの要件としています。（アーカイブ動画視聴も可）エントリーの際に、「受講（視聴）日」及び「受講（視聴）した方の氏名1名」を入力していただきます。

なお、アーカイブ動画は、[大阪府介護生産性向上支援センターホームページ](#)に掲載します。（動画視聴期限：エントリー期間の終了時まで）

②見積書に基づく補助所要額の精査

エントリー時に大阪府行政オンラインシステムにおいて、補助所要額を確認するため、次のとおり「補助所要額計算書（Excel）」及び「見積書」について添付していただきます。

なお、エントリー時の申請額から増額して交付申請はできませんので十分精査してください。

・事前エントリーにおける提出物

1	補助所要額計算書 (Excel) ※ 府ホームページ から「補助所要額計算書 (Excel)」の様式、記載例をダウンロードし、申請する事業所毎に計算してください。
2	導入する機器等の見積書データ ※補助対象経費と対象外経費がわかるような表記をしてください。 ※申請事業所ごとに見積書を徴収いただくか、事業所ごとの内訳がわかるような表記をしてください。

【3】 補助対象経費

(1) 介護テクノロジー等の導入支援

① 介護テクノロジー等

- (i) 「[福祉用具情報システム \(TAIS\)](#)」において「介護テクノロジー」として選定された機器等
- (ii) (i)と機能等が同水準と大阪府知事が判断した機器等を導入する際の経費
- (iii) (i)及び(ii)の機器等の付帯経費(※)

② 介護ソフト

(i) 以下全ての要件を満たす介護ソフト

- 記録業務・情報共有業務・請求業務を一気通貫で行うことができるもの。
(※既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫が実現できるものも含む。)
※【令和8年5月25日追記】
記録機能のみ又は請求機能のみのソフトを単体で申請する場合は、
TAIS 上で「介護業務支援」として掲載されている場合であっても、補助対象外です。
(介護ソフト、介護業務支援、パッケージ導入型支援のいずれにおいても申請不可)
 - 【居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所(介護予防含む)の場合のみ】
「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること。
▷ 該当する「介護ソフト」については、[国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果 \(リンク先ページ下部\)](#)をご確認ください。
 - 【施設系サービスの場合のみ】
科学的介護情報システム (LIFE) に掲載されている「CSV 連携仕様書 (LIFE)」に準じた CSV 出力機能を有していること
▷ 科学的介護情報システム (LIFE) については[科学的介護 | 厚生労働省](#)をご確認ください
- (ii) 介護ソフトの付帯経費(※)

※①(iii)及び②(ii)の付帯経費とは、介護テクノロジー等や介護ソフトの導入に付帯して必要となる経費をいいます。

例:

- ・ 機器の導入に付帯して必要となる配送料、Wi-Fi 環境整備 (設置費、設置に必要な工事費 (修繕費は除く)、設定費、機器説明費、保守経費等 (クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費))。

- ・ 介護テクノロジーの導入に伴って導入する PC、タブレット端末(リース・レンタル費用含む)

③ バックオフィスソフト

業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費(毎月支払うソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とする)。

④ 上記以外のその他

①から③以外の機器であって、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると大阪府知事が判断した機器等(以下「その他機器等」という。)を対象とし、以下の(ア)から(エ)などを認めるものとします。

(ア) 移乗や移動を支援する機器であり「①介護テクノロジー等」に該当しない機器(床走行式リフト等)

(イ) 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器(一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等)

(ウ) 生産性向上に資する福祉用具(例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等)

▶特に、「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる」と考えられる、移乗支援に関する機器を対象とします。

(エ) バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

(1) ①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる(1) ①の機器等を導入する場合の支援を行います。(以下「パッケージ型導入支援」という。)

なお、導入する複数のテクノロジー同士の連携(データ連携等)は必須とし、連携しない複数のテクノロジーは、「パッケージ型導入支援」の対象外です。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例:

ア 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

イ 「介護業務支援」に該当する複数の機器

ウ 介護ソフト+インカム 等

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者(コンサルティング会社等)から、上記(1)または、(2)にて介護テクノロジー等を導入する際に、個別の契約に基づき、①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援を含む)等の支援を受けるための費用を補助対象とします。

なお、上記①から③までの全ての支援を受けることが補助要件となります。メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象外です。

【4】補助額

●補助対象となる介護事業所等ごとに、以下(1)と(2)を比較して、少ない方の額を補助額とします。
(消費税及び地方消費税を除く。)

(1)補助対象経費の実支出額に補助率5分の4を乗じた額

(2)以下の上限額表に記載している上限額

●補助所要額については、[府ホームページ](#)から「補助所要額計算書(Excel)」の様式、記載例をダウンロードし、申請する事業所毎に計算してください。

上限額表

対象経費の種類		上限額	付帯経費	
(1)介護テクノロジーの導入支援				
【3】 (1) ①	・移乗支援(装着型、非装着型) ・入浴支援 ・介護業務支援(インカムのみ)	100万円/機器1台	上限額内で対象	
	・移動支援(屋外、屋内、装着) ・排泄支援(排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援) ・見守り・コミュニケーション(見守り機器(施設、在宅)) ・見守り・コミュニケーション(コミュニケーション) ・介護業務支援(介護ソフト・インカム以外) ・機能訓練支援 ・食事・栄養管理支援 ・認知症生活支援・認知症ケア支援	30万円/機器1台	上限額内で対象	
【3】 (1) ②	・介護ソフト			
	契約形態	職員数(※1)	ソフト単体(※2)	
	・職員数に応じて必要なライセンス数変動する など、職員数により合計金額が変動する契約	1名~10名	100万円/事業所	115万円/事業所
		11名~20名	150万円/事業所	165万円/事業所
		21名~30名	200万円/事業所	215万円/事業所
31名~		250万円/事業所	265万円/事業所	
・上記以外の契約	一律	250万円/事業所	265万円/事業所	
【3】 (1) ③	・バックオフィスソフト			
	契約形態	職員数(※1)	ソフト単体	
	・職員数に応じて必要なライセンス数変動する など、職員数により合計金額が変動する契約	1名~10名	100万円/事業所	対象外
		11名~20名	150万円/事業所	
		21名~30名	200万円/事業所	
31名~		250万円/事業所		
・上記以外の契約	一律	250万円/事業所		
【3】	介護従事者が継続して就労するための職場	100万円/機器1台	対象外	

(1) ④	環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると大阪府知事が判断した機器等 (例) ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器 ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器 ・生産性向上に資する福祉用具 ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等		
(2)パッケージ型導入支援			
	(例) ア「介護業務支援」に該当する機器+ 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 イ「介護業務支援」に該当する複数の機器 ウ 介護ソフト+インカム 等	1,000 万円(機器等の合計経費)	上限額内で対象
(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援			
	①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援を含む)等の支援を受けるための費用	48万円(①~③の合計経費)	対象外

- (※1)・訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
・申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)だけでなく、ソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員についても、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

(※2) 上限額の増額について

- ・訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上限額に5万円を加算します。なお、実績報告時には、連携履歴を確認できる資料を提出いただきます。

【5】補助対象となる期間

- 補助対象経費は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の経費(消費税及び地方消費税を除く。)としますが、購入、リース等の契約日、支払日及び導入日は**令和9年1月31日(日)**までとしてください。(上記の期間の経費であれば、交付申請日以前の経費も対象です。)
なお、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象になりません。

〈補助対象経費の考え方〉

令和9年1月31日までに支払われた以下の経費が補助対象となります。

- ・使用権の期限がないもの……全額
- ・支払いが月額払いのもの……当該年度分
- ・支払いが年額払いのもの……1年分
- ・複数年の使用権契約のもの……複数年分

(例1) 月払いの場合

1月分請求書(1月31日支払)、2月分請求書(2月28日支払)、3月分請求書(3月31日支払)
→1月分請求書(1月31日支払)のみが補助対象となります。

(例2) 月払いの場合

1月分請求書(1月31日支払)、2月分請求書(1月31日支払)、3月分請求書(1月31日支払)
→1、2、3月分請求書(1月31日支払)が補助対象となります。

(例3) 年払いの場合

令和8年9月1日から令和9年8月31日までの契約期間
→1月31日までに支払われた1年間の年払い額が補助対象となります。

(例4) 複数年の使用権契約の場合

令和8年9月1日から令和13年8月31日までの使用権契約
→1月31日までに支払われた場合は5年間の支払い額が補助対象となります。

【6】留意事項

- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となります。開発に要する経費は補助対象とはなりません。
- 次の場合は、補助対象外です。
 - ◇防犯を目的とした「監視カメラ」
 - ◇ナースコール単体(福祉用具情報システム(TAIS))に掲載されている機器や、見守り機器と一体型として販売されているナースコールシステムを除く)
 - ◇【令和8年6月11日更新】
同一年度内に同一分野で複数の機種を導入する場合、複数の機種への補助は対象外(補助対象は1機種限り)
※同一分野において複数の機種がそれぞれTAISに介護テクノロジーとして掲載されている場合であって、それらを一体的に機能する一セットとして導入する場合には、セットで申請することが可能
※介護業務支援や「その他機器等」については、交付申請様式(導入計画書)において記載する導入目的が異なる場合、複数の機種を導入することが可能
 - ◇【令和8年6月11日更新】
TAISに介護テクノロジーとして掲載されている機器であっても、それ単体で目的の機能を果た

することができないもの(メインの機器と一体的に使用するものや、メイン機器のオプションとなるもの等)

(例)見守り支援機器のオプションとなるカメラやセンサー

◇訪問系の事業所(訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等)における、以下の機器等

・特定施設入居者生活介護の指定がない施設に見守り機器を設置する申請において
介護テクノロジー等を設置、使用する場合

・訪問時に持っていきことができない介護テクノロジー等

◇他の補助金・助成金・交付金が充当されている事業に対する費用

◇寄附金その他の収入により賄われる費用(購入により発生するポイント分も含む)

◇その他補助対象として適当とは認められない費用

- 介護ソフトについて、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できるものも補助対象としますが、以下の例を想定します。

例:(既導入)記録ソフト+(今回導入)請求ソフト

(今回導入)記録ソフト+(既導入)請求ソフト

- 「タブレット入力型の記録システム」を導入する場合、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで導入する場合であっても「介護ソフト」ではなく、「介護業務支援(介護ソフト・インカム以外)」で補助対象とします。

- 導入するPC及びタブレット情報端末、インカムについては、原則利用する職員数または、契約するライセンス数が上限となります。(予備分は補助対象外)

- 介護テクノロジーに係る導入台数は、床数が上限となります。(予備分は補助対象外)

- カメラ型の見守り機器については、原則モザイク処理等プライバシーに配慮できるものとし、利用者またはご家族に同意書をとるなどの運用をしてください。

- クレジットカードでの購入は原則禁止です。(通販での購入も原則請求書払いとしてください。)

- 家電量販店等での購入によりポイントが発生する場合は、ポイント分は補助対象外となるため、見積上であらかじめ発生するポイントを差し引いて経費の計上をしてください。

- 見積書において、「値引き」が行われている場合がありますが、補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値引きがかかるか分からず、補助対象経費を求めるのが難しくなります。したがって、見積書上どの項目に対し、値引きが発生したかを明確にするか、もしくは見積書上の各項目の金額を値引き反映後の金額で記載するようお願いいたします。

- 必ず複数業者から見積を徴取し、より経済的な見積の業者を選択の上、適正な価格で申請(エントリー)をお願いします。(複数業者からの見積書の添付は必要ありませんが、提出をお願いすることもありますので、法人で保管をお願いします。)

申請額の単価が適正でない場合等は、別途、「申立書」等の書類をご提出いただく場合があります。なお、「社会福祉法人」あてには、厚生労働省から以下の通知文<社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(令和8年3月17日付け 老高発 0329 第3号)が発出されていますのでご留意ください。

(通知文抜粋)

「価格による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。」

- ・工事又は製造の請負 : 400万円
- ・食料品・物品等の買入れ : 300万円
- ・上記に掲げるもの以外 : 200万円

【7】 主な補助要件

- 以下施設サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。
実績報告時、設置をしたことがわかる書類を提出いただきます。
なお、委員会の設置にあたっては、[利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 \(URL\)](#) を参考にする。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

- 以下居宅サービス等については、令和8年度内に、「[ケアプランデータ連携システム \(URL\)](#)」（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）において[データ連携の実績があること](#)。（「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。）
「ケアプランデータ連携システム」を利用するためのライセンス料（21,000 円/年）フリーパスキャンペーン中です。[詳細はこちらから \(URL\)](#)。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション
福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）
居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、
介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防居宅療養管理指導
介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、
介護予防支援訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）
訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）
通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）

【留意事項】【令和8年7月3日追記】

ケアプランデータ連携システムの[導入だけでなく、実際に連携することが補助要件](#)です。実績報告書をご提出いただく段階で、データ連携の実績が確認できない場合には、既に今回導入する機器の代金をお支払いいただいた後であっても補助対象外となります。[実績報告時に、以下 2 点を確認しますので、必ず実績報告書の提出期限までにデータ連携が完了するよう、対応を進めてください。](#)

- ・[「ケアプランデータ連携システム」へログイン後のトップページ画面の写真またはスクリーンショット等（ケアプランデータ連携システム操作マニュアル 6 ページ目の画像参照）](#)
- ・[「ケアプランデータ連携システム」内の受信一覧又は送信一覧画面の写真またはスクリーンショット等](#)

(ケアプランデータ連携システム操作マニュアル9、10 ページ目の画像参照)

また、今回介護ソフトの申請を行わない場合であっても、データ連携が行われていることを確認できる資料の提出が必要となります。このため、本補助事業への申請は、ケアプランデータ連携システムに対応した介護ソフトを今回申請するか、又は既に導入されている場合に限り行ってください。

4. 交付申請対象の介護事業所等の選定方法について

(1) 選定について

- エントリーの総額が府の予算額(1,373,248 千円)の範囲内の場合
エントリーした事業所のすべてを交付申請の対象とします。
- エントリーの総額が府の予算額を超過した場合
以下(2)選定方法により選定します。

(2) 選定方法

予算の範囲内にて、以下のア・イ・ウ・エの項目の順に選定していき、予算額を超過することになる項目において、抽選を実施します。

各項目に複数の介護事業所等をエントリーしている法人がある場合は、まとめて法人単位により抽選を行います。

なお、次に該当する介護事業所等のエントリー分について優先して選定します。

- ・令和8年度「働きやすい職場づくり伴走支援プログラム」修了見込の介護事業所等
- ・【3】(1)②(i)介護ソフトが未導入であって、令和8年度に「はじめての介護ソフト導入セミナー」を受け、【3】(1)②(i)介護ソフトを導入する介護事業所等

順位	機器等 P3【3】(1) 参照	①介護テクノロジー等、 ②(i)介護ソフトの導入	左記の付帯経費、 ③バックオフィスソフト、 ④その他の機器等の導入	導入する機器等
ア		いずれも未導入(※1)	—	①介護テクノロジー等 ②(i)介護ソフト
イ		自己負担等で既導入	—	同上
		令和3年度以前に大阪府の補助金交付を受けて既導入		
ウ		いずれも未導入	—	③バックオフィスソフト ④その他の機器等のみ
		自己負担等で既導入	—	
		令和3年度以前に大阪府の補助金交付を受けて既導入		
エ		令和4年度から令和7年度に大阪府の補助金交付を受け、本事業の補助対象の機器等を導入		対象機器のいずれか

なお、上記ア・イ・エにおいては、①介護テクノロジー等に該当する見守り機器、インカム又は

②(i)介護ソフトのいずれかの機器を導入する介護事業所等を優先して選定します。

(※1) 令和8年3月31日までに機器を導入していた場合、「既導入」となります。なお、エントリーの購入であっても、令和8年度4月1日以降の購入であれば「未導入」となります。

また、介護ソフトを令和8年3月31日までに導入している場合は、その使用方法に関わらず「既導入」となります。

(例) 介護ソフトを、請求のみで使用しており、備わっている記録機能は使用していない場合等

5. 抽選結果の公表等

抽選結果は、府のホームページに掲載します。(エントリー時に入力されたメールアドレスあて、掲載のお知らせをメールで送信します。)

抽選結果については、申込番号を掲載しますので、法人担当者は申込番号を控えておいてください。交付申請については、抽選結果とともに改めてHPに掲載します。

6. 事前エントリーの入力方法について

- 事前エントリーにあたっては、申請項目をよく読み、以下 URL より**法人ごと**に申請してください。(1回の申請で複数事業所を申請することが可能となっています。)

【[行政オンラインシステム URL](#)】

※5月25日公開



- 利用者登録 (ID 取得) の方法 (行政オンラインシステム)

初めて行政オンラインシステムを利用する場合は、利用者登録が必要になります。行政オンラインシステムの画面右上の**新規登録**をクリックし、「事業者として登録する」を選択の上、利用者登録を行ってください。登録後、上記エントリーフォームよりエントリーをしてください。

- 事前エントリーの入力項目

- ・法人名
- ・法人格
- ・法人代表者名
- ・法人担当者名
- ・法人住所
- ・電話番号
- ・メールアドレス

・法人でのエントリー事業所数
・[SECURITY ACTION](#) についての確認(交付決定を受けた事業所(サービス種別毎)において宣言が必要です。)

・[大阪府ハートフル条例](#)についての確認(交付決定を受けた事業者が対象となります。)

【以下、エントリー事業所毎の確認項目】

- ・事業所名
- ・事業所住所
- ・サービス種別
- ・27 から始まる介護保険事業所番号(介護保険法に基づくサービスを提供している事業所のみ)
- ・エントリー要件について(セミナーの受講、視聴確認)
- ・補助要件の確認(対象事業所に係る委員会の設置、ケアプランデータ連携システムの利用開始等)
- ・抽選の優先要件について(働きやすい職場環境づくり伴走支援プログラム、はじめての介護ソフト導入セミナーの受講確認)
- ・抽選順位について(過去の補助金受給の有無、既導入の介護テクノロジー、申請予定機器)
- ・見積書の添付
- ・補助所要額
- ・補助所要額計算書の添付

●申請後に内容確認、及び内容修正をする場合(P13~14 スライド参照)

A. 申請した内容を確認する場合

- ① システムのトップ画面にある「マイページ」の「もっと見る」をクリック。
- ② 「利用者メニュー」のうち、[申請履歴一覧・検索](#) を選択
- ③ 申込番号や申請状況が確認できる。

B. エントリーした内容を取下げの場合(法人の申請のすべてが取下げになります)

- ① A の①~③まで進み、取下げを行う申請をクリック
- ② 「申請内容照会」画面の最下部にある [この申請を取下げる](#) をクリック
- ③ [OK](#) をクリック

C. 申請内容を修正(変更)する場合

申請したデータを「修正」することはできません。一旦、**エントリーの取下げを行い**、取下げた申請を修正して、新たに申請してください。**(この場合、申込番号は変わります。)**

- ① B の①~③まで進み、取下げした申請をクリック
- ② 「申請内容照会」画面の最下部にある [申請内容を使用して新しく申請する](#) をクリック
- ③ [次へ進む](#) をクリック
- ④ 取下げた内容が申請内容に残っているので、修正して再度申請を行う。

大阪府行政オンラインシステム

もっと便利に。
もっと簡単に。

大阪府では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して省庁の生活をもっと便利に、もっと簡単に。

お知らせ

- 重要なお知らせ
- あなたへのお知らせ
- 申請状況のお知らせ

利用者メニュー

- 申請履歴・委任状の確認
あなたがこれまでに申請した手続き、委任状の内容を確認することができます。
- 保存した手続きの再開
「あとで申請する」で保存された手続きの再開ができます。
- カテゴリー別申請設定
あなたへのお知らせに表示させるカテゴリや、お知らせ・通知メールの受信設定をすることができます。
- 利用者情報の照会・変更
あなたの登録情報の確認や変更を行うことができます。

申請できる手続き一覧

マイページ

もっと見る

ログイン後、マイページの「もっと見る」
↓
利用者メニュー「申請履歴一覧・検索」

条件を指定して検索

申請履歴一覧

該当件数 11 件

申込番号	申請日時	申請内容
45180239	2024年9月26日 11時43分	【令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録
13817280	2024年9月19日 15時20分	【令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録
34250693	2024年9月17日 10時19分	【令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録
19442479	2024年9月13日 11時38分	【令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録

申請内容照会

申請状況

申請を送信しました

お問い合わせ先

基本情報

この申請を取上げる

マイページに戻る

取り下げたい申請が、申請中であれば、青字で「申請を送信しました」と表記されているので、それをクリック。申請内容照会ができるので、一番下までスクロールして「この申請を取上げる」を押す。取下げが完了したら、一度マイページに戻る。

条件を指定して検索

申請履歴一覧

該当件数 11 件

申込番号	45180239	2024年9月14日 11時43分
手続名	【令和6年度大阪府 ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録	
申請日	2023年4月	2024年9月19日 15時20分
	2024年9月	2024年9月19日 10時19分

この条件で検索する

申請履歴照会

申請状況

申請を取下げました

お問い合わせ先

福祉部 高齢介護室 介護事業者課
メールによるお問い合わせ：☎
電話番号：0669447095

申請情報

申込番号
45180239

手続名
【令和6年度大阪府 ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録

申請内容を使用して新しく申請する

戻る

【令和6年度大阪府 ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録

【留意事項】

本ページは大阪府 ICT導入支援事業補助金の交付申請書等提出及び債権債務者の登録ページです。

概要

介護事業所等における介護ソフト、タブレット端末等（以下「ICT」という。）の導入支援を行うことにより、介護記録・債権共有システム等の業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減による雇用確保の改善、離職防止及び定着促進に資することを目的に、導入の一部について補助金を交付します。（本事業の対象は政令市・中核市にある事業所等も含まれます。）

制度

詳細は、大阪府ホームページよりご確認ください。

受付開始日

2024年9月15日 16時30分

受付終了日

2024年10月25日 0時00分

お問い合わせ先

福祉部 高齢介護室 介護事業者課
メールによるお問い合わせ：☎
電話番号：0669447095

次へ進む

あとで申請する

戻る

再びマイページの利用者メニュー「申請履歴一覧・検索」から、先ほどの申請を確認すると、赤字で「申請を取下げました」となっていますので、押下。「申請内容を使用して新しく申請する」を押して、「次へ進む」を押していただき申請内容を修正して、再申請をしてください。